

2014-B					
拠出金・基金の名称		国際刑事裁判所被害者信託基金拠出金			
種別		イヤーマーク ノン・イヤーマーク			
【拠出先の国際機関名】国際刑事裁判所被害者信託基金					
【所管官庁担当局課・室名】外務省 国際法局 国際法課					
【当該任意拠出金の目的・用途等】					
近年の国際社会における人権意識の高まりを背景に、最も重大な刑事犯罪の処罰に加え、同犯罪の被害者に対する救済を与えるべきとの声が強まる中、国際刑事裁判所(ICC)被害者信託基金(TFV)は、ICCローマ規程に基づき、ICC第一回締約国会議において設立された。本部はオランダ・ハーグ。					
【最近3年間の我が国支払額及びODA率】					
単位	邦貨 (千円)	外貨1 (千ユーロ)	外貨2 (千)	レート	ODA率(%)
平成26年度	6,832	53	-	1ユーロ = 128円	0
平成25年度	58,696	549	-	1ユーロ = 107円	0
平成24年度	拠出歴なし				
【当該任意拠出金等の意義、成果等に関する我が国としての評価】					
現在ICCが管轄権を行使している事態の数は9事態(8か国)に上るが、TFVはそのうち、ウガンダ及びコンゴ(民)の2つの事態についての事業を実施中。また、2014年に確定判決が出たコンゴ(民)の事態における被害者への賠償事業も今後実施していく見込みであり、国際社会における法の支配の確立、人権保護の観点から、着実に成果を上げている。我が国は、これまでの拠出金のうち40万ユーロを性的暴力の被害者保護対策にイヤーマークしており、特に紛争下における女性暴力対策において、貢献してきている。					